

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 規 則

○福島県財務規則の一部を改正する規則

六四

○福島県財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則

六四

### 告 示

○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件

六五

○大規模小売店舗立地法による新設の届出の取下げがあった件

六五

○土地改良区の解散を認可した件

六五

○県営土地改良事業計画を変更した件

六六

○道路の区域を変更する件二件

六六

○廃川敷地等が生じた件

六六

○堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立した件二件

六六

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件

六七

○福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件

六七

### 公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件

六三〇

### 正 誤

○平成二十年九月二十四日付け定例第二千十六号中

六三〇

## 規 則

福島県財務規則の一部を改正する規則及び福島県財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月七日

### 福島県規則第八十七号

#### 福島県財務規則の一部を改正する規則

福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号)の一部を次のように改正する。第九十条の四を削る。

福島県知事 佐藤雄平

第二百二十八条第一項中「工事等」を「建設、移転又は除去を主たる目的とするものに限る。次条において「建設工事」という。又は製造」に改める。  
第二百二十九条第一項第四号中「公庫等」を「沖繩振興開発金融公庫等」に改め、同項中第十三号を第十六号とし、第七号から第十二号までを三号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の三号を加える。

七 一件五百万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

八 一件三百万円未満の工事(建設工事を除く。)の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

九 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に百分の十(建設工事又は製造以外にあつては百分の五)を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

第二百四十九条第一項第二号中「公庫等」を「沖繩振興開発金融公庫等」に改める。

第二百六十七条の二中「施行令第六百六十七条の四に規定する者」を「特別の理由がある場合を除くほか、施行令第六百六十七条の四第一項に規定する者並びに同条第二項各号のいずれかに該当する者として福島県の一般競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者」に改める。

第四十号様式中「~~並行に施行令第六百六十七条の四に規定する者~~」を削る。

附 則  
1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第九十条の四の改正規定及び第四十号様式の改正規定は、平成二十年十月十四日から施行する。

2 第四十号様式の改正規定の施行の際現に送付されている改正前の福島県財務規則(以下「改正前の規則」という。)第四十号様式による納入通知書・領収書は、改正後の福島県財務規則第四十号様式による納入通知書・領収書とみなす。

3 第四十号様式の改正規定の施行の際現に作成されている改正前の規則第四十号様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(入札監理課)

福島県規則第八十八号

福島県財務規則の特例に関する規則

福島県財務規則の特例に関する規則(昭和三十九年福島県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第四号様式(その二)及び第六号様式中「~~並行に施行令第六百六十七条の四に規定する者~~」を削る。

附 則  
1 この規則は、平成二十年十月十四日から施行する。

2 この規則の施行の際現に送付されている改正前の福島県財務規則の特例に関する規則(以下「改正前の規則」という。)第四号(その二)による納入通知書及び第六号

規則(以下「改正前の規則」という。)第四号(その二)による納入通知書及び第六号

告 示

福島県告示第六百七十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十年十月七日から平成二十一年二月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十年十月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ハシドラッグ南福島店 福島市太平寺字兒子塚五十二一ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - 1 大規模小売店舗を設置する者  
名称 株式会社ハシドラッグ  
代表者の氏名 代表取締役 橋浦 龍典  
住所 福島市笹谷字片目清水三十番地の四
  - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者  
名称 株式会社ハシドラッグ  
代表者の氏名 代表取締役 橋浦 龍典  
住所 福島市笹谷字片目清水三十番地の四
- 三 大規模小売店舗の新設をする日  
平成二十一年五月二十五日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
千七百九平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 1 駐車場の位置及び収容台数  
一 位置 別紙図面のとおり  
二 収容台数 六十六台
  - 2 駐輪場の位置及び収容台数

様式による納入通知書・領収書は、それぞれ改正後の福島県財務規則の特例に関する規則第四号様式（その二）による納入通知書及び第六号様式による納入通知書・領収書とみなす。  
3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則第四号様式（その二）及び第六号様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。  
（入札監理課）

- 一 位置 別紙図面のとおり
  - 二 収容台数 四十九台
  - 3 荷さばき施設的位置及び面積
    - 一 位置 別紙図面のとおり
    - 二 面積 百三平方メートル
  - 4 廃棄物等の保管施設的位置及び容量
    - 一 位置 別紙図面のとおり
    - 二 容量 三十七立方メートル
  - 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
      - 一 開店時刻 午前十時（ただし、年間十日は午前九時三十分）
      - 二 閉店時刻 午後九時
    - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前九時三十分（ただし、開店時刻が午前九時三十分の日は午前九時）から午後九時三十分まで
    - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
      - 一 数 四か所
      - 二 位置 別紙図面のとおり
    - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午前九時三十分（ただし、開店時刻が午前九時三十分の日は午前九時）まで
    - 七 届出年月日  
平成二十年九月二十四日
- （「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）  
（商業まちづくり課）
- 福島県告示第六百七十四号  
大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件（平成二十年福島県告示第五百四十七号）により告示したヤマダ電機テックランド原町店に係る届出について、平成二十年九月二十四日付けで大規模小売店舗を設置する者から取下げの届出があった。  
平成二十年十月七日  
福島県知事 佐藤 雄 平  
（商業まちづくり課）
- 福島県告示第六百七十五号  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定により、郡山市中部土地改良区から申請のあった土地改良区の解散について、平成二十年九月二十九日認可した。  
平成二十年十月七日

福島県告示第六百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、本郷南地区に係る県営経営体育成基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十月七日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県知事 佐藤 雄平  
（農村計画課）

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十年十月八日から  
同 月二十七日まで（二十日間）

三 縦覧の場所

大沼郡会津美里町役場

（農村計画課）

福島県告示第六百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十年十月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年十月七日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前後		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道鴛子 夏井停車場 場線	田村郡小野町大字夏井 字夏井五八番地先から 同 郡同 町大字夏井 字夏井六〇番二地先ま で	一一・八〇 二七・二	一一・二〇 一三・〇	一〇三・二	九五・〇

（道路計画課）

福島県告示第六百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画

課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十年十月七日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十年十月七日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前後		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道猪苗 代塩川線	耶麻郡磐梯町大字更科 字磨上前三五〇番三 地先から 同 郡同 町大字更科 字磨上前一三七番地先 まで	一四・〇〇 一七・四	一五・六〇 一九・〇	二四七・六	二四七・六

（道路計画課）

福島県告示第六百七十九号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県相双建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年十月七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 河川の名称 二級河川新田川水系新田川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成二十年九月三十日
- 三 廃川敷地等の位置  
上流端南相馬市原町区高見町一丁目十番三地先から下流端同市同区上洪佐字東畑百六十六番一地先まで
- 四 廃川敷地等の種類及び数量  
土地（河川管理施設を含む。） 四、〇七六・四六平方メートル

（河川計画課）

福島県告示第六百八十号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立した。

その関係図書は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県北建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年十月七日

福島県知事 佐藤 雄平

一 河川の名称

一級河川阿武隈川水系百目川  
河川管理施設の名称又は種類

左岸堤防及び右岸堤防

三 河川管理施設の位置

安達郡本宮町字弁天二十三番地一地从先から同町字弁天十番地十一地从先まで及び安達郡本宮町字大町三十九番地一地从先から同町字東町裏四十番地八地从先まで

四 管理を行う者の氏名及び住所

道路管理者 本宮町長 佐藤 嘉重 安達郡本宮町字万世二百二十二番地

五 管理の内容

1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもの）  
ばら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一・三五メートルまでの範囲内にあるものについての維持

3 原則として道路専用施設に係る災害復旧

4 1、2及び3に掲げるもののほか、道路法（昭和二十七年法律第八十号）又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理（道路専用施設以外の部分に係る同法第二十二条第一項又は同法第五十八条第一項の規定による権限の行使を除く。）  
管理の期間  
平成十四年十二月二日から道路の存続する日まで

六

平成十四年十二月二日から道路の存続する日まで

（河川計画課）

福島県告示六百八十一号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立した。

その関係図書は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県県中建設事務所に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十年十月七日

福島県知事 佐藤 雄平

一 河川の名称

二級河川鮫川水系鮫川

二 河川管理施設の名称又は種類

左右岸堤防

三 河川管理施設の位置

左岸 石川郡古殿町大字松川字前木二十八番地一地从先から同郡同町大字松川字才竜内三百六十五番地先まで

右岸 石川郡古殿町大字松川字西渡七十三番地二地从先から同郡同町大字松川字戸倉内三百番地先まで

四 管理を行う者の氏名及び住所

道路管理者 古殿町長 岡部 光徳 石川郡古殿町大字松川字新桑原三十一番地

五 管理の内容

1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもの）  
ばら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一メートルまでの範囲内にあるものについての維持

3 原則として道路専用施設に係る災害復旧

4 1、2及び3に掲げるもののほか、道路法（昭和二十七年法律第八十号）又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理（道路専用施設以外の部分に係る同法第二十二条第一項又は同法第五十八条第一項の規定による権限の行使を除く。）  
管理の期間  
平成十九年五月二十五日から道路の存続する日まで

六

平成十九年五月二十五日から道路の存続する日まで

（河川計画課）

福島県告示第六百八十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。  
平成二十年十月七日

一 土砂災害警戒区域

福島県知事 佐藤 雄平

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
極入	耶麻郡西会津町奥川大字飯根字中村	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
梨平	同 郡同 町奥川大字飯沢字井戸尻	急傾斜地の崩壊	
小山	同 郡同 町奥川大字飯沢字日名場	急傾斜地の崩壊	
杉山	同 郡同 町奥川大字元島字居島	急傾斜地の崩壊	



二 土砂災害特別警戒区域

出ヶ原	柴崎	滑沢	杉山	小山	梨平	極入	区域名	区 域	現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
同 郡同 町下谷字宮ノ後丙	同 郡同 町新郷大字豊洲字千歳島	同 郡同 町新郷大字豊洲字家ヶ盛	同 郡同 町奥川大字元島字居島	同 郡同 町奥川大字飯沢字日名場	同 郡同 町奥川大字飯沢字井戸尻	耶麻郡西会津町奥川大字飯根字中村			土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊	
										次の図のとおり

中ノ沢川	洞房沢	杉ノ木沢	松峰沢2号
上 耶麻郡猪苗代町大字山神原字川	洞房 同 郡同 町奥川大字飯根字	反田 同 郡同 町奥川大字飯里字	同 郡同 町奥川大字高陽根字下平
土石流	土石流	土石流	土石流

飯根沢2号	中村沢	背戸の沢	宮野沢	水口沢	小田川	山田川	新屋敷沢	小田沢	松峰2号	松峰1号	洞房	新町
同 郡同 町奥川大字飯根字	同 郡同 町奥川大字飯根字	同 郡同 町奥川大字飯沢字上ノ窪	同 郡同 町奥川大字飯沢字宮野	同 郡同 町奥川大字飯里字家ノ上	同 郡同 町奥川大字高陽根字家ノ上	同 郡同 町奥川大字高陽根字家ノ上	同 郡同 町奥川大字高陽根字川前	同 郡同 町奥川大字豊島字下松	同 郡同 町奥川大字高陽根字下平	同 郡同 町奥川大字高陽根字石古	同 郡同 町奥川大字飯根字洞房	同 郡同 町奥川大字豊島字新町
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

富士川	同 郡同	町新郷大字富士字	土石流
堀越沢2号	同 郡同	町野沢字屋敷廻乙	土石流
滝ノ沢	同 郡同	町野沢字中野原	土石流
念仏沢	同 郡同	町下谷字宮ノ後	土石流
屋敷沢	同 郡同	町奥川大字高陽根 字深田	土石流
杉ノ木沢	同 郡同	町奥川大字飯里字 反田	土石流
洞房沢	同 郡同	町奥川大字飯根字 洞房	土石流
中ノ沢川	上	耶麻郡猪苗代町大字山神原字川	土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

(砂防課)

福島県告示第六百八十三号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十年九月三十日次のとおり指定した。

平成二十年十月七日

福島県知事 佐藤 雄平

指定の有効期間

氏名又は名称 住所  
吉田 左重 二本松市上川崎字 平成二〇年一〇月一日から平 売りさばきの場所  
矢矧内四七番地 成二五年九月三〇日まで 住所地に同じ

福島地区交通 福島市上町七番三 同

安全協会 会 一号

長 菅野 一

介

公 告

公告第五百十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十年十月七日

福島県知事 佐藤 雄平

(出納総務課)

- 一 申請のあった年月日  
平成二十年九月二十五日
- 二 名称  
特定非営利活動法人こころ
- 三 代表者の氏名  
木下 晋宏
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県相馬市小野字小野迫六十六番地一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、高齢者・障害者・病弱者に対して、介護保険法に基づく介護サービス等に関する福祉事業を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十年九月二十四日付け定例第二千十六号中

六〇六	上	後ろか ら六	平成二十年九月二十四日	平成二十年九月二十六日
	下	一一		
		後ろか ら一二		
六〇七	上	五		

六 一 〇	六 〇 八					
下	上	下				
ら 一 一 後 ろ か	一 八	ら 七 後 ろ か	ら 一 八 後 ろ か	ら 五 後 ろ か	一 二	